

輪内保育所 重要事項説明書

保育サービスの提供開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 奄美市社会福祉事業団
所 在 地	鹿児島県奄美市名瀬柳町 6 番 1 号
電 話 番 号	0997-52-9508
代 表 者 氏 名	理事長 諏訪 哲郎
設 立 年 月 日	昭和 55 年 4 月 1 日

2. 利用施設

施 設 の 種 類	保育所						
施 設 の 名 称	輪内保育所						
施設の所在地	鹿児島県奄美市名瀬鳩浜町 313 番地						
連 絡 先	電話番号 0997-53-6094 F A X 0997-53-6095						
管 理 者	(職名) 所長：森 のりみ (専任)						
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前の児童						
利 用 定 員	150 名 <table> <tr> <td>満 3 歳以上の児童</td><td>90 名</td></tr> <tr> <td>満 1 歳以上満 3 歳未満の児童</td><td>48 名</td></tr> <tr> <td>満 1 歳未満の児童</td><td>12 名</td></tr> </table>	満 3 歳以上の児童	90 名	満 1 歳以上満 3 歳未満の児童	48 名	満 1 歳未満の児童	12 名
満 3 歳以上の児童	90 名						
満 1 歳以上満 3 歳未満の児童	48 名						
満 1 歳未満の児童	12 名						
開 設 年 月 日	昭和 55 年 4 月 1 日 (設置認可日)						

3. 理念・運営方針 (保育課程・別紙資料 1)

・児童福祉法に基づき、入所する児童の最善の利益を考慮し心身の健全な発達を図ることを保育理念とし、『子どもを大切にする保育所』『保護者と共に育ちあう保育所』『地域に開かれた(必要とされる)保育所』の基本方針のもと、保育を行います。

4. 施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷 地 面 積	1687.7 m ²
	園 庭	893 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
	延 べ 面 積	972.23 m ²

(2)主な設備

設 備	部屋数	備 考
乳 児 室	1	ひよこ組
ほ っ く 室	1	ぺんぎん組
保 育 室	6	うさぎ・りす・あひる・ぱんだ・ぞう・きりん組
保育室又は遊戯室	1	くじら組
調 理 室	1	
医 務 室		
事 務 室	1	

5. 職員の設置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備 考
所 長	1		1	
主 任 保 育 士	2	2		
保 育 士	29	17	12	
保 育 支 援 員	6	2	4	
看 護 師			1	
栄 養 士	1	1		
調 理 員	4	2	2	

【勤務体系】

早出①(07:00~16:00) 早出②(7:30~16:30) 中早出③(8:00~17:00)
通常(8:30~17:30)
中遅出①(09:00~18:00) 遅 出②(10:00~19:00)
児童処遇(7:30~12:30) 延長補助①(8:00~10:00)

6. 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び年度初めの準備期間として2日、さらに祝祭日は休園となります。

7. 保育を提供する時間

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間(7:00~18:00)
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間(8:30~16:30)

8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告第141号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) その他の保育の提供

- ① 延長保育事業：上記7(1)(2)以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午後7時まで、延長保育を提供します。

(2) 特色ある保育の提供

- ① 食 育：食育年間計画（別紙資料2）保育所給食について（別紙資料3）
- ② 地域活動事業：地域の小中学校との交流、地域の施設訪問（お年寄りとの交流）
島唄あそび、民話の語りなど伝承文化の体験 自然体験
- ③ 園 庭 開 放：利用子ども以外の親子に解放（午前 10：00～午前 11：30）
- ④ 統 合 保 育：障がい児・療育施設併行通園児の保育

(3) 食事の提供

児童の年齢や心身の状況に応じ、食事の提供を行います。

※食物アレルギー等の体質に合わない食材がありましたら、お気軽にご相談下さい。

※献立表は、毎月別途お知らせいたします。

9. 利用料金

(1) 保育に係る利用者負担金（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 給食費〈副食費〉徴収額 5,000 円〈免除対象者を除く〉

※ 原則返金はいたしません。ただし、先に欠席届を提出した、2 週間以上の休みのみ、返金いたします。

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

- ① 延長保育事業の利用料 日々利用 1 回 300 円（18：00～19：00）

月極保育料 3000 円（月初めの申込み）

- ② 保育短時間の延長料 30 分ごとに 100 円（8：30 以前、16：30 以降）

10. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

- (1) 児童が小学校に就学した時
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった時
- (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき。

11. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内 科

医 療 機 関 名	みんなの診療所
医 師 名	原 純
所 在 地	大島郡龍郷町仲勝字松下 476-1
電 話 番 号	0997-62-5010

(2) 歯 科

医 療 機 関 名	和光歯科
医 師 名	登山 卓
所 在 地	奄美市名瀬和光町 2-12
電 話 番 号	0997-69-3718

12. 緊急時の対応

当園では、保育の提供中に、児童の病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者に連絡するとともに、医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行うなど、必要な措置を講じます。

[管轄する消防署]

消防署名	大島地区消防組合 名瀬消防署
所在地	奄美市名瀬小浜町 27-5
電話番号	0997-52-0100

[管轄する警察署]

警察署名	奄美警察署
所在地	奄美市名瀬長浜町 5-2
電話番号	0997-53-0110

13. 相談・苦情等に関する相談窓口

当園では、保育の提供等に関する相談・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情等を受け付けた場合は、適切に対応し、改善を図るように努めます。

相談・苦情等を受け付けた場合には、その内容を記録し、第三者委員へ報告を行うようにしています。

相談・苦情窓口	○受付担当者：主任保育士 保坂 智代 ○解決責任者： 所 長 森 のりみ ○ご利用時間：8：30～17：30 ○電 話 番 号：0997-53-6094 ○F A X 番 号：0997-53-6095 ※受付担当者が不在の場合は、クラス担任及び当園職員に、お気軽に申し出下さい。	
第三者委員	大江 満智子	電話番号：0997-69-3710
		役 職 等：奄美市母子寡婦福祉会会長
	塩田 三希子	電話番号：0997-52-1111 内線 5004
		役 職 等：奄美市家庭相談員
	石神 康郎	電話番号：0997-52-1111 内線 5265
		役 職 等：福祉事務所長

14. 非常災害時の対策

防 火 管 理 者	○所長 森 のりみ
消 防 計 画 届 出	○平成 13 年 7 月 26 日届出
防 災 設 備	○自動火災報知器 ○非常警報装置 ○ガス漏れ火災放置設備 ○非常警報設備 ○誘導灯 ○その他カーテン・布製ブラインド等の防災性能あり
避難・消火訓練	○避難及び消火訓練は、毎月 1 回実施します。
避 難 場 所	○火災（大熊公園） ○地震（鳩浜旧道・・崎原方面への林道）
緊急時の連絡手段	○はいチーズメール・輪内保育所れんらっこメール

15. 利用児に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	園賠償責任保険
保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険の内容	ほいくのほけん 基本タイプ（通常保育保障コース） 施 設 賠 償：対人 1 名 2 億円/ 1 事故 5 億円 対物 1 事故 200 万円 生産物賠償：対人 1 名 2 億円/ 1 事故 5 億円 対物 1 事故・期間中 200 万円

16. 当園におけるその他の留意事項

- (1)感染症等などの意見書の扱いについて（別紙資料 4）
- (2)保育所での与薬について（別紙資料 5）
- (3)送迎時の一方通行の協力依頼について（別紙資料 6）
- (4)ディリープログラム（別紙資料 7）
- (5)職員名簿（別紙資料 8）

17. 個人情報の取り扱い

保育の提供に当たって、職員及び職員であったものが知り得た個人情報は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
但し、小学校への「保育所児童要録」、保育所異動(転園)時の関係書類等は、必要に応じて情報を提供します。

輪内保育所 利用契約書

輪内保育所と支給認定こども及びその支給認定保護者は、当保育所を利用することに関し、次の通り契約を締結する。

- 1 輪内保育所は、保護者等に対して発行されている支給認定証の内容を確認した上で教育・保育を保護者等に提供することとする。
- 2 保護者等は、当保育所が説明した「運営規定」及びその他の「重要事項」の内容について同意し、これに定められた保護者の義務を履行することとする。
- 3 当保育所は、本契約にかかる内容に変更があった場合は、その内容について保護者等に説明し、同意を得ることとする。

上記の内容を証するため、本書 2 通を作成し、当保育所と保護者等の双方が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日 （契約締結日）

（保育所）

- ・施設名称：奄美市社会福祉事業団 輪内保育所
- ・所在地：奄美市名瀬鳩浜町 313 番地
- ・施設長：所長 森 のりみ

印

（保護者）

- ・支給認定子ども住所：
- ・支給認定子ども氏名：
- ・支給認定保護者氏名：

印